

北海道胆振東部地震における町税の納期限延長措置終了について

平成 30 年北海道胆振東部地震により被災されました皆さまに心からお見舞い申し上げます。

町では地震による被災の状況を考慮し、次の対象地域に住所や主たる事務所等のある方について、平成 30 年 9 月 6 日以降に到来する町税の申告・納付等の期限を延長していますが、この度、これらの期限を次のとおり決定しましたのでお知らせします。

対象地域 安平町、厚真町、むかわ町

対象税目 固定資産税、町道民税（年金特徴を除く）、国民健康保険税（年金特徴を除く）

延長期限 平成 31 年 1 月 31 日(木)

税の種類	期別等	本来の納期限	延長後の納期限
平成 30 年度 固定資産税	第 2 期	平成 30 年 10 月 1 日	平成 31 年 1 月 31 日(木)
	第 3 期	平成 30 年 11 月 30 日	
平成 30 年度 町道民税 普通徴収	第 3 期	平成 30 年 10 月 31 日	
	第 4 期	平成 30 年 12 月 28 日	
平成 30 年度 町道民税 給与特別徴収	8～12 月分	徴収した翌月の 10 日	変更なし
	1 月分以降		
平成 30 年度 国民健康保険税 普通徴収	第 4 期	平成 30 年 10 月 1 日	平成 31 年 1 月 31 日(木)
	第 5 期	平成 30 年 10 月 31 日	
	第 6 期	平成 30 年 11 月 30 日	
	第 7 期	平成 30 年 12 月 28 日	

口座振替をご利用の方

期限延長の対象となる方については、固定資産税の第 2 期分以降、町道民税の第 3 期分以降、国民健康保険税の第 4 期分以降の口座振替を行っていませんが、この度、延長後の納期限が決定しましたので、平成 31 年 1 月 31 日に各納期の税額をまとめて引き落としさせていただきたくお知らせします。

つきましては、振替日の前日までに預貯金残高の確認をお願いします。

※延長後の納期限までに納付等が困難である方は、下記までご相談ください。

問合せ 税務住民課税務グループ ☎ 22513

税務署から「国税に関する申告・納付等の期限」についてのお知らせ

この度の平成 30 年北海道胆振東部地震により被災された皆様に、心からお見舞い申し上げます。

勇払郡厚真町、勇払郡安平町及び勇払郡むかわ町の納税者の方の、平成 30 年 9 月 6 日から平成 31 年 1 月 30 日までに期限が到来する全ての国税の申告・納付等の期限は、平成 31 年 1 月 31 日(木)となります。

なお、平成 30 年分消費税及び地方消費税（中間申告分及び課税期間の特例分）の振替納付日は、平成 31 年 2 月 26 日(火)となります。

また、平成 30 年分申告所得税及び復興特別所得税の予定納税（第 2 期分）については、納付する必要はありません。

詳しくは、札幌国税局HPをご覧ください。最寄りの税務署までお問い合わせください。



札幌国税局ホームページ
QR コード

問合せ 苫小牧税務署 ☎ 0144 323165（自動音声でご案内します）